

# ロースクールにおける刑事臨床教育実施報告

丸山輝久

---

|     |                            |     |
|-----|----------------------------|-----|
| I   | ロースクールにおけるあるべき臨床教育と現状…………… | 164 |
| II  | 現状でもなしうる臨床教育……………          | 166 |
| III | 実践している刑事クリニック……………         | 167 |
| IV  | 公判前整理手続と模擬裁判の事例……………       | 168 |
| V   | 判決を基にした課題の起案と討論例……………      | 171 |
| VI  | おわりに……………                  | 176 |

---

## I ロースクールにおけるあるべき臨床教育と現状

アメリカにおける臨床法学教育とは、「典型的には、現実の実務を経験するプログラムを指すと考えられる」が、「ローヤリング、模擬裁判、法文書作成等の実務を扱わずにそれに模した状況を設定して専門技能等を養成するプログラム」を含めた広い概念と考えられている。そして、アメリカでも日本でも、前者には学内で実施するもの(「クリニック」又は「インハウスクリニック」と呼ぶ)と、学外で実施するもの(「エクスターンシップ」と呼ぶ)とがあり、後者を「シミュレーション(授業)」と呼んでいるとのことである。そして、クリニックはロースクールの教員の指導・監督の下に実施されるので、より教育効果が高く理想的な臨床プログラムの形態と評価されるとされている<sup>(1)</sup>。

上記考え方をとるなら、臨床法教育の外縁は広いとしても、現実の実務を経験するプログラムを含まない臨床教育というものは本来の意味で臨床教育とは言えないのではないかと考えられる。

次の問題は、ロースクールにおいて行うべき臨床教育の程度、あるいは到達点はどこか、という点である。

司法制度改革審議会意見書(平成13年6月12日)では、「法科大学院の教育理念」として冒頭に挙げられているのは『『法の支配』の直接の担い手であり、『国民の社会生活上の医師』としての役割を期待される法曹に共通して必要とされる専門的資質・能力の習得と、かけがえのない人生を生きる人々の喜びや悲しみに対して深く共感しうる豊かな人間性の涵養、向上を図る』ことであり、3番目に挙げられていることは「先端的な法領域についての基本的な理解を得させ、また、社会に生起する様々な問題に対して広い関心を持たせ、人間や社会の在り方に関する思索や実際的な見聞、体験を基礎として、法曹としての責任感や倫理観が涵養されるよう努めるとともに、実際に社会への貢献を行うための機会を提供しうるものとする」ことである。そして、「教育内容」として「法理論教育を中心しつつ、実務教育の導入部分(例えば、要件事実や事実認定に関する基礎的部分)をも併せて実施することとし、実務との架橋を強く意識した教育を行うべきである」とされている。

これを受けた中央教育審議会答申(平成14年8月5日)によると、実務基礎科目群の中に、「法情報調査、要件事実と事実認定の基礎、法文書作成、模擬裁判、ローヤリング、クリニック、エクスターンシップ」などが列挙されている。そして、他と区別して

<sup>(1)</sup>現代人文社「ロースクール臨床教育の100年史」中の道あゆみ論文「法科大学院における臨床教育の有効性を探る」P167。三省堂「法学教育改革とプロフェッション」P231。

「クリニック」と記載されていることは、狭義のクリニックを含んでいることを意味すると考える。したがって、実務体験をも当然予定している。そして、上記意見書の教育理念の「かけがえのない人生を生きる人々の喜びや悲しみに対して深く共感しうる豊かな人間性の涵養、向上を図」り、「人間や社会の在り方に関する思索や実際的な見聞、体験を基礎として、法曹としての責任感や倫理観が涵養されるよう努めるとともに、実際に社会への貢献を行うための機会を提供しうるものとする」ことを実現するためには、生の事件を体験させることが最も有効である。まさに実務を体験させて法曹実務家としての使命や倫理観を自覚させることであると解釈できるのであり、法科大学院では、学生に実務体験を通して学習させることを予定し、期待しているといえる。

問題は、実務体験をどの程度させるべきか、という点である。民事クリニックだと、法律相談のみでも、相談に対する回答を導き出すために、面接技法、法情報調査、要件事実と事実認定、法文書作成などを体験することは可能であり、まさに実務の導入部分の教育をイメージし易い。しかし、刑事クリニックはそうではない。刑事実務は捜査の着手から始まるが、捜査は密行性が強く、それに係わることは学生のみならず弁護士すら極めて制限されている。しかも、現状では、学生は接見及び記録閲覧などに制約があり、依頼者及び事件記録に接することすら困難で、実務体験をさせることが容易ではない。抑制的にクリニックを行おうと思えば、裁判傍聴と弁護士による事案説明・解説しかできないことになる。これでは実務を傍観するだけであって、実務を体験したとはいえないと思う<sup>(2)</sup>。

ロースクール教育にはもう一つの制約がある。それは、ロースクールが法曹実務家の養成が主たる目的であり、法曹実務家になるには新司法試験を合格しなければならず、新司法試験合格者が3割前後という現実の下では、新司法試験を意識せざるを得ないということである。したがって、新司法試験に役立つ臨床教育とはなのかということを考えざるを得ない。

<sup>(2)</sup>現在の法曹界において、ロースクールにおいて生の事件を素材とした臨床教育を実施することは多くの障害があることは大宮ローレビュー第3号P105「ロースクールにおける刑事クリニックへの提言」で詳述した。

また、学生の記録閲覧については、研修696号P31以下の高崎秀雄「開示証拠の目的外使用の禁止と法科大学院における教育との関係」の否定的見解、自由と正義2006年12月号P108以下の村岡啓一「臨床教育における刑事事件記録の利用」の肯定的見解があるが、それ以降の進展はない。

## II 現状でもなしうる臨床教育

私は、刑事法における「実務教育の導入部分」の教育として、

- ① 刑法及び刑事訴訟法の基礎知識の確実化、
- ② 事実的及び法律的問題点の発見能力の向上、
- ③ 事実整理・分析能力の向上、
- ④ 法的文章作成能力の向上、
- ⑤ 話し言葉としての法的表現能力の向上を挙げた<sup>(3)</sup>。

上記①は、逮捕から判決までの刑事手続の実務の流れを理解し、検察官、弁護人、裁判官の使命と役割、刑事手続の適正な運用及び証拠論などを理解し、実際の手続について適正さを念頭におきながら初歩的な対応技術を修得することである。

上記②、③は、整理された事実ではなく、渾然とした事実や与えられた多数の証拠から事実を整理し、成立する犯罪を想定し、その成立を裏付ける事実と障害になる事実とを選別するという争点把握、事実の整理・分析能力を養うことである。

上記④、⑤は、上記結果を文章化するために、起案力及び相互討論の場で自分の考えを表現できる能力を養成することである。

そして、これらの目的を達成するためには、「一見は百聞に如かず」であり、裁判官、検察官、弁護人の指導を受けながら自らも主体的に実務の片鱗を体験することが最も有効である。しかし、現状は、裁判所及び検察庁は全く冷淡で、学生が裁判官や検察官に接することすらできない。そして、弁護活動に接する場合にも前記制約がある。

そのため、殆どのロースクールでは生の事件を素材にしたクリニックを行っていない。最も問題なのは、弁護士が刑事クリニックの必要性和有効性について殆ど認識していないという点である。多分、司法試験合格者こそが法曹実務家の卵であって、ロースクール学生は未だその対象者ではないとの認識が根底にあるのではないかと思う。これは、ロースクールを従来の法学部の延長あるいは司法試験予備校程度としか認識していないからではないかと思う。

私は、ロースクールでの刑事クリニックは、弁護人と一緒になって、生の事件を素材にし、被疑者・被告人に会って事情聴取し、捜査が適正に行われているかに注意を払いながら捜査手続を監視し、弁護方針を立て、そのための調査・証拠分析を行い、証拠意見や尋問事項の検討、弁論を始めとする各種書面の作成などは行わせることこそが、「実務の導入部分」的教育であると考えている。したがって、裁判官・検察官に

<sup>(3)</sup> 前掲大宮ローレビュー。

よる直接指導が不可能な現状においても、事件終了後に、担当裁判官や検察官と学生との面談が許され、学生との意見交換の場が設けられることを願っている。しかし、裁判所、検察庁の理解と協力が期待できない現状の下でのロースクールにおける刑事クリニックは、当面、主として弁護人の立場から、生の事件を素材にして、弁護人の補助者として活動することに限定せざるを得ない。

そして、新司法試験合格ということを念頭におくという意味で、実務的技術は初歩的な程度に止まらざるを得ないので、それほど多くの生の事件を体験させる必要はない。むしろ、一件だけであっても、逮捕から判決までの手続の流れをじっくり体験させることの方が重要だと思う。

また、実務に必要な知識や初歩的技術を修得させるためには、過去の事件記録を素材にしたシミュレーション、模擬裁判なども効率的で有効であるし、具体的な課題を基にした起案、討論なども有効である。

### III 実践している刑事クリニック

(1) 当校の刑事クリニックは、3年制の3年次、4年制の4年次に設定されており、刑事クリニック1、2があり同時並行的に開講される。期間は前期が2月から6月、後期が8月から12月の各5か月間の長期に及び、いずれも定員は9名で、1学年で延べ36名が受講可能である。重複受講も可能である。単位は4単位で、週7時間(期間合計140時間)以上の稼働と毎週一回のゼミ(合計20回)出席が義務付けられており、単位取得にはいずれもその4分の3以上を満たす必要がある。成績評価は合・否のみである。外に、民事クリニック1、2(単位及び定員は刑事クリニックと同じ)及び情報公開クリニック(2単位・定員10名)がある<sup>(4)</sup>。

(2) クリニックが始まったのは2006年度からであり、私が担当する刑事クリニック2の受講学生数及び稼働状況の概略は別表「刑事クリニック2の受講状況」の通りである。

2006年度の実施状況の詳細は既に報告している<sup>(5)</sup>。その経験を踏まえて、修正を加えながら行ってきた2007年以降の実施状況の概略を報告することとする。

(3) 最も大きな修正点は、生の事件を素材にすることを少なめにし、既済事件を素材にした、公判前整理手続や模擬裁判の実施、法律上の問題点を含む下級審の判決の事

<sup>(4)</sup> 詳細は前期大宮ローレビューP81以下の萩原猛「新たな法学教育モデルの黎明」を参照されたい。

<sup>(5)</sup> 2006年前期については、前記大宮ローレビューの私の論文、同年後期については2007年3月発行の大宮法科大学院大学クリニック・エクスターンシップ委員会編「新たな法学教育モデルの黎明」P60以降で報告。

## 刑事クリニック2の受講状況

| 年度・期    | 受講生数<br>( )内は聴講生 | 稼働時間    | 稼働時間   | 平均稼働    | 標準時間          |
|---------|------------------|---------|--------|---------|---------------|
|         |                  | 最長者(週)  | 最短者(週) | (週)     | 必要最低時間        |
| 2006年前期 | 4<br>昼間主のみ       | 192.75  | 140.25 | 162.75  | 144 (6)       |
|         |                  | (8.03)  | (5.84) | (6.78)  | 108 (4.5)     |
| 2006年後期 | 8 (1)<br>昼6、夜2   | 171.5   | 130    | 157.6   | 138 (6)       |
|         |                  | (7.45)  | (5.6)  | (6.85)  | 103.5 (4.5)   |
| 2007年前期 | 9<br>昼間主のみ       | 302     | 178    | 251.66  | 147 (7)       |
|         |                  | (14.38) | (8.4)  | (11.98) | 110.25 (5.25) |
| 2007年後期 | 9<br>昼4、夜5       | 310     | 149    | 227.7   | 140 (7)       |
|         |                  | (15.5)  | (7.45) | (11.38) | 105 (5.25)    |
| 2008年前期 | 3 (1)<br>昼間主のみ   | 249     | 193    | 224     | 140 (7)       |
|         |                  | (12.45) | (7.15) | (11.2)  | 105 (5.25)    |
| 2008年後期 | 8<br>昼7、夜1       | 執筆時進行中  |        |         | 140 (7)       |
|         |                  |         |        |         | 105 (5.25)    |

- 2006年度は実施期間が6ヶ月(23ないし24週)で、標準稼働時間が合計138~144時間(週6時間)であったが、2007年度から実施期間が5ヶ月(20週)で、標準稼働時間が140時間(週7時間)に変更された。
- なお、上記稼働時間の外に、週1回のゼミ参加が課せられている。

実整理を基にして作成した課題に対する論告、弁論、判決(事実及び法律判断のみ)の起案と討論などを取り入れているという点である。

以下、前者の例1つを紹介し、後者の例は字数の関係で課題のみを2つ紹介することとする。

#### IV 公判前整理手続と模擬裁判の事例

##### 1 事案の概要

被告人は、認可を得ずに、未登記の会社名で、労働者を新聞・雑誌等で募集し、50名から60名の労働者を用意したアパートに住まわせ、工事現場に派遣する事業を行っており、労働者には被告人が決めた日給からアパート代等を差し引いて支払っていた。

被告人は、元暴力団員で、某暴力団組長との間で仕事等の関係で金を要求されているなどして、それに対抗するための拳銃を手に入れて所持していたが、幹部として重用していた労働者Aにそれを預けていた。会社内において絶対権者である被告人

はAに対し、労働者の派遣先(仕事先)の確保が足りないので会社の資金繰りが厳しいから、金を工面しろと厳しく命じた。

Aは、そのことを幹部Bに相談し、預かっていた拳銃を使用して強盗を働いて金を作ろうと計画した。そして、Aは、被告人に対し、拳銃を使うこと、会社の自動車を使うこと、運転手として労働者Cを使うことなどの了解を求め、被告人はこれを認めた。

Aらは、調達する金は100万円以上は必要だと考えて、パチンコの景品交換所などを下見して強盗の対象を探したが、なかなか実行に移せないでいた。Aらは、毎日、帰った際、被告人に対し、「今日もだめでした。」と報告していたが、被告人はことさら急がせるようなことはなかった。

1ヶ月くらい経過した某日、Aらはいつものように出かけたが帰って来ず、携帯電話も通じなくなった。被告人は、仕事のない労働者にAらの行方を捜すよう指示したが探し出せなかった。

Aらは、その直後、コンビニエンスストアに強盗に入り、上記拳銃を店員に突きつけ、レジの金6万8000円とパン4個を奪って逃走した。その後もAらから被告人に連絡はなく、奪った金は、Aら3人で分け、A及びBはそのまま行方をくらまし、Cのみが拳銃を持って自動車を運転して会社に戻った。被告人は、Cを厳しく叱り、罰として頭を坊主にし、不安を感じ拳銃を川に捨てたが、強盗の分け前を一切受け取っていない。

Aは、後日自首し、被告人の指示については述べず、A、B、Cの共同実行のみを自白し裁判で実刑判決を受け服役した。その後に、Bが逮捕され、強盗は被告人の指示であることを供述したため、服役中のAを取調べたところ、被告人の指示であったことを認めたため、被告人も逮捕・起訴された。

被告人は、勾留中、弁護人に対し、強盗など指示したことは絶対ない。金を作って来いとは言ったかも知れないが、それは仕事先を探して来いという意味で、そのために自動車を使用し運転手としてCを使うことは承知したが、拳銃を使うことなどを認めたことはない、Aらが強盗をしたことを知ったのはCが帰ってきて聞いた時である。Cを叱った。自分は関係ないと思っていたが、拳銃を使ったというのでそのことが発覚すると困るので、拳銃を捨てた、などと述べていた。なお、拳銃は発見されず、Cはその後被告人の元を去り行方不明となった。

しかし、起訴後に開示された被告人の供述調書によると、逮捕から10日目ころから、自白しており、そのことを弁護人に黙っていたことが判明した。

## 2 進行経過

① 全記録(約150丁)は、個人及び場所を特定できる記載部分を黒マジックで隠す作業をした後、検察官役(3名)には起訴状と捜査記録全てを交付。

弁護人役(3名)には、起訴状と捜査段階の弁護人接見で被告人から聴取した録取書、公判での被告人尋問調書を交付。

裁判官役(3名)には起訴状のみを交付。

② 検察官役は、証明予定事実記載書面、証拠請求書を作成し、請求証拠を弁護人に開示する。

③ 弁護人役は、上記を受けて、求釈明、証拠開示請求書を作成して検察官役に交付する。

④ 検察官役は、上記に対して回答し、開示請求に応じられる証拠の開示を行う(これは何回か遣り取りあり)。

⑤ 第一回公判前整理手続実施(裁判官役が主催し、手続調書を作成)。

⑥ 弁護人役が、主張予定事実記載書面、検察官請求証拠に対する意見書、弁護人証拠請求書などを提出し、請求証拠を検察官役に開示。

⑦ 第二回公判前整理手続実施(同上)。争点を確定し、Aの証人尋問をすることを決定。

争点は、共謀の存否(事実としては、被告人がA及びBに指示した状況及び内容、Aらが下見について被告人に報告していたか否か、犯行直前にAが被告人に携帯電話で犯行決行を知らせたか否か)と、被告人は資金繰りに困っていたか否か、自白の任意性などである。

この時点で、実際の裁判で取調べたB及び被告人の内妻の証人尋問調書を全員に、被告人尋問調書を裁判官役及び検察官役にも交付し、それらの取調べが行われたものとして扱うこととした。

⑧ 公判実施。公判前整理手続の結果を顕出し、双方の冒頭陳述、同意証拠の取調べ、A(私が担当)の証人調べ実施。

論告求刑と弁論。休憩後に判決言い渡し(有罪)。

以上の経過は、1か月にわたって実施し、教員である私の意見は、公判前整理手続時あるいは公判終了時に指摘事項として述べるにとどめた。そのため、全ての作業は、学生間の相互討論及び調査(他の教員への相談もあった)によって進められた。なお、公判はクリニック受講生以外の学生にも公開した。

### 3 実施結果に対する感想

① 証明予定事実記載書面の作成は、争点の明確化、争点となる事実の摘示(主張との区別)を目的としたものであるが、事実と意見の区別が混乱していた。

② 証拠請求に関する手続は、刑訴法316条の15以下を使いこなすことを目的としたものであるが、弁護人役は開示請求根拠的的確な指摘が不十分であったし、検察官役は、新開示分の証拠全てを請求しようとした。また、検察官役は開示義務があるのに開示を渋るなど、法律判断ではなく、勝敗に拘った感情的対立が見られた。

しかし、公判前整理手続における証拠手続を実際に適用する体験によって、理解が深まったことは事実である。

③ 証人尋問は争点に限定し、30分ずつという時間制限をしたため、比較的スムーズに進行したが、詰めの甘さが目立った。

④ 論告、弁論は、短時間の準備の割には比較的良好であった。しかし、双方とも、自己の主張を裏付ける事実の抽出・判断、自己の事実を否定する事実に対する反論が弱いと感じた。

⑤ 裁判官役に対する感想は、公判前整理手続の指揮については、迷走を極め、公判の証人尋問における異議に対する判断にも混乱があったが、これは学生としては当然であろう。

⑥ 学生は、擬似的にはあるが公開ということもあり、訴訟の当事者として相当の時間と労力を費やし、主体的にかつ戦闘的に取り組んだ。そして、実際の生の事件の公判傍聴で見聞した手続の意味に関する理解を深めたと思う。

## V 判決を基にした課題の起案と討論例

いずれも、5日程度の期間を与えて制約のない自宅起案をメールで提出させ、学生の同意の下に、各自の起案を全員にも配信させて他人の起案も読ませている。ゼミでは、それを前提に討論をし、終了時に私の論点メモ及び講評を配布する。

### 1 福岡高裁平成13年6月29日判決を基にした事実認定に関する課題

#### 記

下記事実経過を読んで、次の設問について起案せよ。

設問1 控訴趣意の要旨を述べよ。

設問2 検察官は、控訴審において、業務上過失致死に関して、その注意義務をA方での飲酒開始時の飲酒中止・抑制義務に求める予備的訴因を追加した。

- (1) 検察官の予備的訴因追加の意図及び意味を述べよ。
- (2) 控訴審裁判所は、検察官の訴因追加をどう扱うべきかを述べよ。

#### 事実の概要

(1) 被告人は、本件事故3か月前まで、アルコール依存症による入院や投薬を受けていて、記憶を欠いたまま自動車の運転をした経験もあった。

(2) 被告人は、平成17年8月17日の昼前ころから夕方にかけて、自宅で、500ml 缶入りビール5本くらいを飲んだ後、午後4時30分ころ、友人のAに会うために、普通乗用自動車(以下「自己車」という)を運転して、途中高速道路を経て、午後5時半ころ、A宅に到着した。

(3) Aは、丁度仕事から帰って来て一杯飲もうとしていたところであった。A宅に上がり込んだ被告人は、Aが「車で来ているが、飲んでも大丈夫か」と言ったので、「大丈夫だ。帰れる」と答えて、Aの勧めにしたがってビールを飲み出した。その後、話がはずみ、被告人は途中からの記憶が曖昧で寝込んでしまいその後のことは覚えていない。起こされたこと、自己車に乗ってA方を出たことはおぼろげながら覚えているが、その外の行動は全く記憶にない。

#### (4) Aの供述

飲食は午後9時ころまで続いたが、被告人は寝てしまった。Aはテレビを見ながらさらに少し飲んで時間を費やした後、午後11時30分ころ、眠くなったので、被告人を起こし、「明日が早いから寝る。お前、大丈夫か。泊まっていくか」と言った。すると、被告人が「大丈夫。大丈夫」と言って車を運転して帰って行った。A宅に来たとき、被告人は飲んでいるようには感じなかったし、帰っていくときもふらついているようには見えなかった。被告人が飲んだ酒量は、500ml 入り缶ビール3本くらいと焼酎(水割り)を5、6杯飲である。

(5) 被告人は、泥酔状態で自己車を運転し、平成17年8月18日午前1時ころ、高速道路を逆行し、走行中の普通乗用自動車と正面衝突し、相手車は炎上し、運転手は焼死した。

(6) 鑑定結果によると、事故当時の被告人の体内のアルコール量は、少なくとも強度酩酊に近い中等度酩酊に相当する。また、飲酒実験によれば、被告人において運動失調が顕著となる程度の飲酒量に達していた。鑑定人は、このような状況下で、いかに被告人が本件のような運転行為が可能であったかは説明できないとしている。

#### (7) 検察官は、上記事実に対し、

「被告人は、酒気を帯び、正常な運転ができないおそれがある状態で、平成17年8月17日午前1時ころ、…(略)…普通乗用自動車を運転した」という酒酔い運転で道路交通法違反、及び本件事故については、高速道路を逆行した過失による業務上過失致死の罪で起訴した。

(8) 一審裁判所は、上記起訴事実に対し次のような事実認定をした。

道路交通法違反については、被告人は、平成17年8月17日の昼前ころから夕方にかけて、500ml缶入りビール5本位を飲み、さらに普通乗用自動車を運転し、同日午後5時半ころ、A方を訪れた時点で既に500ml缶入りビール5本位を飲んでいたうえ、A方でさらに飲んだ後は、自宅まで普通乗用自動車を運転して帰宅するつもりだったのであるから、それ以上酒を飲めば酩酊して帰宅の際に道路交通法の禁止する酒酔い運転をするかもしれないことを認識し、あるいは認識できたにもかかわらず、同月17日午後5時30分ころから同日午後9時ころまでの間、A方において、あえて500ml缶入りビールを3本位、水割り焼酎5、6杯を飲み、よって、翌18日午前1時ころ、…(略)…酒気を帯び、正常な運転が出来ない恐れがある状態で、普通乗用自動車を運転した、と認定した。業務上過失致死については、公訴事実通り認定し、心身耕弱状態での行為と判断し有罪とした。

## 2 福岡高裁平成13年6月29日判決を素材にした課題

### 記

課題 被告人Xは、下記事実内容で、否認のまま強姦・強盗事件で起訴され、一審は強盗、強姦とも有罪判決であった。

弁護人の控訴趣意の要点を述べよ。

### 事実の概要

#### (1) 被害者A子(19歳・専門学校生)の供述内容

① 私は、平成〇〇年〇月〇日午前2時過ころ、アルバイトを終えて1人住まいのアパートに帰宅したところ、ドアをノックする人がいたのでドアを開けたところ、一面識もないXが立っていて、「可愛かったので、交際したいと思って跡をつけてきた。」と言いました。

私は、不審に思いましたが、玄関を挟んで、玄関の外にいたXが次々と話をするので、ドアを閉める機会を失ってしまいました。Xが持っていたミカンをくれ、それを食べるように勧めたので私がそれを食べた。また、Xは、運転免許証を出して私に見せたり、Xの住所を紙に書いて私に渡したりしました。さらに、Xは、身の上話を始め、

過去に暴力団に入っていたことがあるとか、友だちは現役の暴力団員で、人知れず殺人を犯した者もいるなどと一方的に話していました。

② Xは、20分くらい話した後、「便所を借りたい。」と言い出したので、私は室内に入ることを認めました。しかし、Xは、小用をした後も退室しないばかりか、開けたままにしておいた玄関のドアを閉めるように言って来ましたので、私はそれを拒み言い争いになりましたが、私は、深夜でもあるので、Xの求めに応じてドアを閉めました。

Xは、なかなか帰ろうとしないので、私が「もう帰って下さい。」と言うと、「ミカンを返せ。」などと難癖をつけてきました。私が「食べてしまったものは返せない。そんな無茶を言わないで帰って下さい。」と言うと、Xは怒った態度を示して、「おれは気分が悪くなった。おれの機嫌を直せ。」とか、「テレビを見たら帰る。テレビを見せろ。」などと言い出しました。私は、テレビがある6畳の部屋に敷いてあった布団をたたんで押入にしまい、Xをその部屋に通しました。するとXは、「俺はテレビを見るときは布団を敷いて見る。」と言うので、仕方なく布団を出して敷きました。Xは布団の上に寝そべってテレビを見ていました。

③ しかし、Xは、テレビを見終わっても帰ろうとしないので、私が帰るように催促すると、Xは私に対し、「裸になるか自分とセックスをするか。」などと言って性交を迫り、要求に応じなければ「お前の人生をめちゃめちゃにしてやる。」と脅してきました。

私は、玄関で聞いた暴力団の話の思い出し姦淫されてしまうのではないかと思いがら、服を脱ぎました。Xは、私の肩に手を載せて、私の身体を倒し、反抗できない状態にして私を姦淫しました。

④ Xとの性行為が終わったところには外は明るくなっていました。Xが「おれの車でドライブに行こう。」と言いだし、私はそれに従うしかなく、Xと一緒に外に出ました。ところが、外に止めてあったXの自動車が駐車違反でレッカー移動されてしまっていたので、Xは、私を連れて、タクシーでT警察に向かい、署内でXが自動車の返還を受ける手続をして、自動車を取り戻しました。私は、その間警察署の廊下で待たされ、友人であるB子やC子に携帯電話でメールを送信し、窮状を訴えるなどしていました。

⑤ その後、Xは、私を連れてXの自宅に行き2人で仮眠を取りました。目を覚ました時間は午前11時ころであったと思います。Xは、起きた後、2回私を姦淫し、私の裸体を写真に撮りました。

その後、Xは、私に両親、兄弟の氏名や住所などを教えろと迫り、私が教えると紙に書いて、「今日のことを人に話すとか親兄弟がどうなるかわからないぞ。」と言いました。そこで、私は、その紙片を返すよう頼んだところ、Xは現金を要求してきました。私は

断ることができず、手持ちのお金がなかったので、2人で私の預金通帳を取りに私のアパートに戻り、銀行へ行って3万円を引き出してXに渡しました。

その後、宅配便を受け取るために、私のアパートに一旦戻りました。

⑥ その日の午後7時30分ころ、Xは再度外出し、私もXの運転する自動車に乗車して行動を共にさせられました。その間、Xは、交際を迫ってきましたが、私は拒絶しました。すると、Xは怒り出し、私の裸体写真を学校に送りつけるとか、私を山中に捨てるなどと言って脅し、さらに金銭を要求してきました。私が拒否して押し問答になりましたが、結局18000円を支払うことで了解させられてしまいました。しかし、私は、お金を持っていなかったため、友人のD男に電話して借金することにし、D男に私のアパートまで持ってきてもらうことにし、Xの自動車で私のアパートに戻り、D男から2万円を借りてXに渡し、お釣りの2000円を返してもらいました。Xは、私からお金を取った後、ようやく帰っていきました。

⑦ その後、私は、友人のC子に電話して、Xにやられた事情を話して迎えに来てもらい、一緒にE子のところに行き、E子に友人らを集めてもらい、友人らの前で、被害状況を話しました。

## (2) 被害者A子の原審での公判供述で捜査段階の供述と異なる点

Xは、小用をした後も玄関に座り込んだので、私と性交をしたいのかなと思いました。玄関のドアを閉めるに際しては言い争ったものの、結局、私が閉めることになってしまいました。

私が、「まだ帰らないんですか。」と言うと、Xは怒った口調で、「ミカンを返せ。食べたのも返せ。」「自分の方が立場は上だろう。」などと言うので、Xのことを絶対ヤクザだと思い、殺されるかも知れないと思いました。しかし、私をなだめたり、私に良い印象を与えようとする言動もあり、想像していたヤクザとは少し違うかなとも思いました。

そして、Xは、「おれの機嫌を直せ。」と言い、更には「テレビ見たら帰る。」とも言いました。そこで、布団を敷いたままでは押し倒されるかも知れないと思い、布団を押入に片づけましたが、Xが「おれはテレビを寝てみるタイプだ。」と言うので、機嫌を直してもらうために、再び布団を敷き直しました。隣の部屋の人が、テレビの音がうるさいと言って怒鳴りましたので、Xは音を小さくして見ていました。

Xはテレビを見ても帰らないので、「まだ帰らないんですか。」と言うと、Xは、「おれの機嫌はもう治らない。」などと言い、裸になるか、さもなくば性交に応じるよう求めてきて、「選ばなかったら、友人を呼ぶ。」と言うので、「裸でということはエッチは

なしですね。」と尋ねると、「お前がなんで条件を出すんだ。」と言って、一層機嫌が悪くなり、「お前の返事はイエスだけだ。ノーと言った時点でお前の人生を滅茶苦茶にする。」などと言われたので、姦淫される思いながらも服を脱ぎました。

すると、Xが肩に手を載せてきて、身体を倒されたので、姦淫されるものと諦めました。その後、Xに避妊具の使用を求めたところ、Xは、「何でお前がおれに指図するんだ。お前の返事はイエスだけだと言ってたろう。」と言いながら、布団の上に仰臥している私の首を片手でグッと押さえてきました。5秒間くらいの出来事で、息が苦しくなったときに手が離れました。

警察署で友人に携帯電話でメールした内容は、毎日モーニングコールをかけてきて貰っている友人に対して「最悪。あした朝起こさなくていいよ。」というものと、学校の友人に「助けて、あした学校に行けないよ。」というものでした。

警察署で助けを求められなかったのは、Xが私の様子をうかがっていたからです。

### (3) 被告人の供述

強姦に関しては、一貫して暴行・脅迫は加えておらず、同意の下に行ったと主張。

強盗については、A子から金銭を受け取ったこと自体を否認しているが、A子に2000円を渡した事実は認めている。

\* なお、A子が3万円を銀行から引き出す前に、Xが実姉に電話して、駐車違反の反則金やレッカー移動代に充てる金銭の借用を申し込んでいたが、その日の晩には再度電話して、金策ができた旨伝えて、借金の申込みを撤回した事実がある。

## VI おわりに

生の事件を素材にする場合にも、各種の起案をさせ、それを添削して私の起案として裁判所や検察庁に提出している。したがって、日々が起案と討論の連続であり、学生にとって負荷感は大きいようであるが、終了時点での感想は、刑事実務への関心が強まるだけでなく、基礎知識の深化、事実の整理・分析力及び起案力の向上に役立ったと述べている。私は、一人でも多くの受講生が法曹実務家になって、刑事裁判に携わってくれることを願って日々が試行錯誤を続けている。